



## 医療保険用各種特約(無配当)

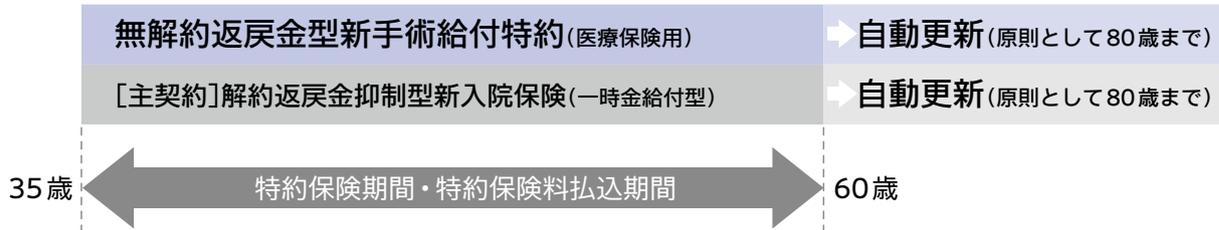
お客様のニーズにあわせて各種特約をご用意しました。

## 無解約返戻金型新手術給付特約(医療保険用)(無配当)

病気・ケガによる手術や放射線治療への保障を確保できる特約です。

ご契約例

契約年齢 ……………35歳



入院中手術給付金額：10万円

給付名称	支払事由	支払額	通算限度
入院中手術給付金	入院日数が1日以上入院中に、公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けた場合*1	手術1回につき、 10万円	無制限
外来手術給付金	公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により手術料が算定された手術を受けた場合*1 (ただし、入院中手術給付金の支払事由およびつぎに該当するものを除く) (a) 創傷処理 (b) 皮膚切開術 (c) デブリードマン (d) 骨、軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 (e) 抜歯手術 (f) 外耳道異物除去術 (g) 鼻内異物摘出術 (h) 涙点の閉鎖術 (i) 鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術	手術1回につき、 2.5万円	
放射線治療給付金	公的医療保険制度の給付対象となる医科診療報酬点数表により放射線治療料が算定された放射線治療を受けた場合*2	放射線治療1回につき、 10万円	

- \*1 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術を複数回受けた場合は、60日に1回のお支払いを限度とします。
- \*2 放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、放射線治療給付金を支払いません。

※ 給付金のお支払いの対象は、当該手術・放射線治療を受けた時点における医科診療報酬点数表が適用されますので、ご契約後も、この特約の保険期間中に医科診療報酬点数表において新たに手術料・放射線治療料の算定対象となった場合は、お支払いの対象となります。

P6へ ▶ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

## 無解約返戻金型先進医療特約(医療保険用) (無配当)

全額自己負担となる先進医療への備えを確保できる特約です。

ご契約例

契約年齢 ……………35歳



給付名称	支払事由	支払額	通算限度
先進医療給付金	外因による傷害または発病した疾病を直接の原因とする療養をした場合	受療した先進医療 <sup>*1</sup> の技術料にかかわる費用の額のうち被保険者が負担すべき金額 <sup>*2</sup>	1,000万円

\*1 先進医療とは、最新の医療技術のうち厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症および実施する病院等が限定されています。そのため、治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合もあります。

\*2 第三者(医療機関、製薬会社など)により補助された分はお支払対象とはなりません。

※ ご契約後に新たに認められた先進医療もお支払いの対象となります。ただし、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合や、承認取消などのために先進医療でなくなっている場合には、先進医療給付金はお支払いしません。

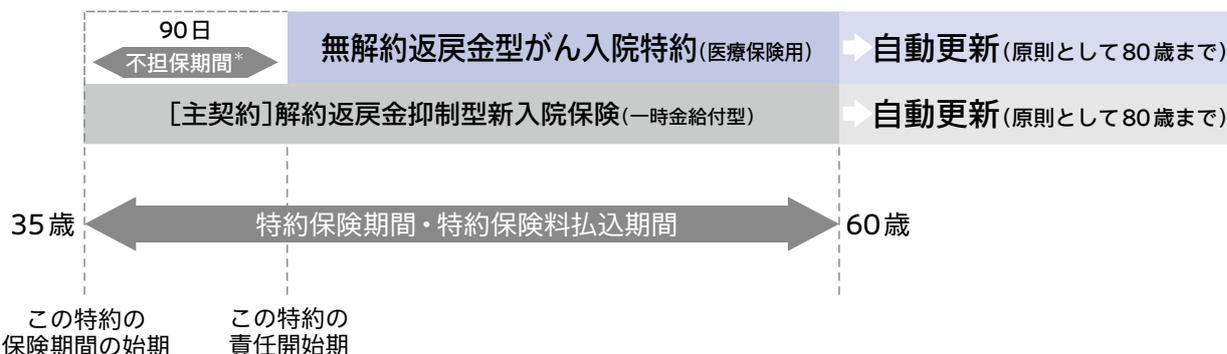
P6へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

## 無解約返戻金型がん入院特約(医療保険用) (無配当)

がんによる入院・手術への保障を確保できる特約です。

ご契約例

契約年齢 ……………35歳



\* 不担保期間は、この特約の保険期間の始期からその日を含め90日間となります。この特約の責任開始期より前にがんが診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の知・不

知にかかわらず、この特約は無効となります。この場合、給付金をお支払いすることはできません。また保険料を返還しない場合がありますのでご注意ください。

がん入院給付金日額：10,000円

給付名称	支払事由	支払額	1入院限度日数	通算限度
がん入院給付金	がんの治療を直接の目的として入院をしたとき	10,000円×(入院日数)	無制限	無制限
がん手術給付金	がんの治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類により手術1回につき10万円、20万円、40万円	—	無制限

### ●在宅ホスピスケア等も対象です。

退院時に余命6か月以内と判断されており、退院後も病院または診療所以外において、症状緩和を目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けてい

るときは、退院後も継続して入院しているものとみなしてお取扱いします(ただし、このお取扱いによるがん入院給付金のお支払いについては、退院日から180日分を限度とします)。

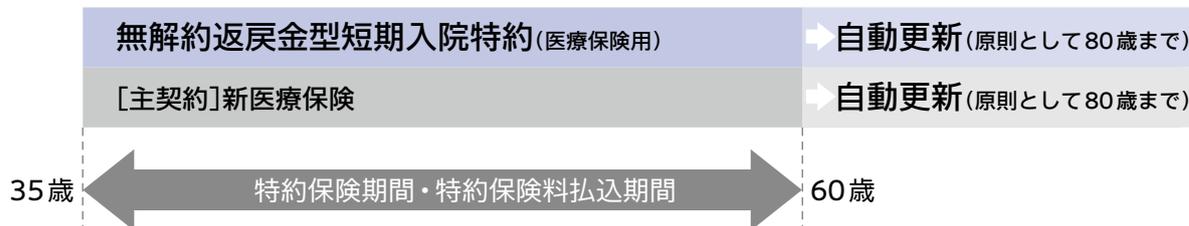
P6へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。

## <中途付加専用> 無解約返戻金型短期入院特約 (医療保険用) (無配当)

1泊2日からの短期入院の保障を確保できる特約です。

ご契約例

契約年齢 ……………35歳



入院給付金日額：10,000円

給付名称	支払事由	支払額	1入院限度日数	通算限度
疾病短期入院給付金	病気で2日以上継続して入院をしたとき	10,000円×(入院日数)	4日分	60日分
災害短期入院給付金	ケガで事故の日から180日以内に入院を開始し、2日以上継続して入院をしたとき		4日分	60日分

- この特約が付加されている主契約の給付金等またはこの特約と同一の主契約に付加されている無解約返戻金型入院長期給付特約(医療保険用)の入院長期給付金の支払事由と短期入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、その重複した入院日数については短期入院給付金、入院給付金および入院長期給付金を重複してはお支払いしません。
- 在宅ホスピスケア等も対象です。

退院時に余命6か月以内と判断されており、退院後も病院または診療所以外において、症状緩和を目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けてい

るときは、退院後も継続して入院しているものとみなしてお取扱いします。

- ※ この特約は、新医療保険または医療保険にのみ付加できます。
- ※ 2回以上の入院でも、所定の要件により継続した1回の入院としてお取扱いすることがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

**P6**へ ご検討にあたりましては、必ず「ご契約に関する注意事項」をご確認ください。



## ご契約に 関する 注意事項

- お客さまの年齢・職業・過去のご契約歴などによっては、記載のご契約内容ではお申込みできない場合や制限させていただく場合があります。詳細はライフプランナーまでお問い合わせください。
- 特約を中途付加する際には、付加日によっては責任準備金差額をお支払いいただく場合があります。また、付加するご契約の内容によっては付加日、保険期間、保障額等に制限があります。詳しくはライフプランナーにご確認ください。
- 特約保険期間の満了日の2週間前までに、継続しない旨をご通知いただかない限り、当社所定の取扱範囲内で特約は自動的に更新され、継続します。
- 各種特約には解約返戻金はありません。
- 主な消滅事由について
  - 無解約返戻金型新手術給付特約(医療保険用)
    - ・主契約が消滅したとき
  - 無解約返戻金型先進医療特約(医療保険用)
    - ・主契約が消滅したとき
    - ・この特約から支払われる給付金が、通算支払限度額である1,000万円に達したとき
  - 無解約返戻金型がん入院特約(医療保険用)
    - ・主契約が消滅したとき
  - 〈中途付加専用〉無解約返戻金型短期入院特約(医療保険用)
    - ・主契約が消滅したとき
    - ・この特約から支払われるいずれかの給付金が、それぞれの給付金ごとに設定されている通算支払限度である60日に達したとき

ご契約の際には、「**契約概要**」、「**注意喚起情報**」および「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

- 「**契約概要**」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「**注意喚起情報**」は、ご契約に際して、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「**ご契約のしおり・約款**」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。  
「**ご契約のしおり・約款**」は当社ホームページ（<https://www.prudential.co.jp/insurance/lineup/yakkan/>）上でいつでもご覧いただけます。



保険種類をお選びいただく際には、「**保険種類のご案内**」をご覧ください。

「**保険種類のご案内**」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

#### ■生命保険募集人について

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

#### ■告知について

被保険者が告知される際には、必ず「**告知書**」記入上のご注意をご一読いただき、告知書へご記入ください。

#### ■取引時確認について

ご契約のお申込みに際しては、お客さまの本人特定事項、取引を行う目的、職業又は事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者等を確認させていただきます。

#### ■個人情報のお取扱いについて

お客さまよりお預かりしております個人情報については、当社の「**個人情報保護方針**」に従い、適切に取り扱っております。詳しくは、当社のホームページ（<https://www.prudential.co.jp/>）をご覧ください。

#### ■諸利率について

経済情勢等により変動する可能性のある諸利率は、当社のホームページに公開しておりますのでご確認ください。

#### ■記載のお取扱いについて

記載のお取扱いは2023年12月現在における当社でのお取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

プルデンシャル生命がお届けするのは、すべてオーダーメイドの生命保険です。  
お客さまお一人おひとりの状況、ニーズに合わせた保障プランをライフプランナーが設計します。  
保険商品の詳細は、「ご契約のしおり・約款」等とあわせてライフプランナーよりご案内します。

## プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10  
インターネットホームページ <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関する照会・ご不満等につきましては、下記またはライフプランナーへお問合わせください。

パートナーフォーユー  
カスタマーサービスセンター **0120-810740**（通話料無料）  
※最新の営業時間は当社ホームページをご覧ください